産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程

平成 21 年 10 月 13 日決定
平成 25 年 1 月 18 日改定

第1章　総則

第1条　一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下、機構という）の定款第 3 条第 2 項の規定に基づき、産業技術系の専門職大学院の認証評価を行うために、この規程を定める。

第2条　この規程において認証評価とは、学校教育法第 109 条第 3 項に規定する認証評価をいう。
2　前項の認証評価においては、機構の定める産業技術系専門職大学院基準に基づいた評価および同基準に適合しているか否かについての適格認定を行なう。

第3条　産業技術系の専門職大学院は、開設年度の翌年度以降、認証評価を受けることができる。

第4条　産業技術系の専門職大学院を設置する大学から認証評価の申込みがあったときは、会長は、直ちに認証評価委員会の委員長に認証評価を委嘱する。

第5条　産業技術系の専門職大学院は、専攻を開設してから 5 年以内に最初の認証評価を受けるものとする。
2　産業技術系の専門職大学院は、直近の認証評価を受けてから、5 年以内に次の認証評価を受けるものとする。

第6条　認証評価は、機構が定める「産業技術系専門職大学院基準」および「評価基準の解説」に基づいて行う。
2　認証評価は、機構が定める「認証評価の手順と方法」に従い、書面調査および実地調査により行う。認証評価に必要な書式は機構が別に定める。
3　機構の認証評価を受ける専門職大学院は、機構が定める「自己評価書作成の手引き」および「自己評価書様式」に従い、自己評価書（本文編および引用・裏付資料編）を作成し、機構に提出するものとする。

第2章　認証評価委員会

第7条　認証評価を行なうために、専門職大学院認証評価委員会（以下、認証評価委員会という）をおく。

第8条　認証評価委員会は 10 名の委員をもって構成する。
2　前項の委員のうち、5 名については、産業技術分野大学院に所属する教員の中から機構理事会（以下、理事会という）が選出し、会長が委嘱する。ただし、そのうち 1 名以上は専攻分野における実務家教員をあてる。
3　第 1 項の委員のうち、3 名については、産業技術分野の専門職能団体が推薦した実務経験者の中から理事会が選出し、会長が委嘱する。
4　第 1 項の委員のうち、2 名については、外部の有識者を理事会が選出し、会長が委嘱する。
5　委員に欠員が生じた場合、理事会はその選出区分に応じ、第 2 項、第 3 項および第 4 項の手続きに従い、これを補充する。
6　委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
7　補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条　認証評価委員会に委員長、副委員長各 1 名をおく。

2　委員長は会長が選任し、副委員長は委員長が、委員の中から指名する。
3　委員長は、認証評価委員会の職務を管掌する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
5　委員長が機構の理事ではない場合、担当理事をおく。

第10条　認証評価委員会は委員長が招集する。ただし、委員の 3 分の 1 以上からの要求があるときは、委員長は認証評価委員会を招集しなければならない。
2　認証評価委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
3　認証評価委員会の決定は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第11条　認証評価委員会の委員は、その所属する大学の専門職大学院の認証評価に関わる審議に加わることができない。
2　前項に該当する委員がいる場合、当該委員は第 10 条第 3 項の決定に加わることはできない。

第12条　認証評価委員会委員は、代理人をもってこれにあてることはできない。

第3章　評価チーム

第13条　専門職大学院専攻の認証評価のための実務（書面調査および実地調査）を行なうために、認証評価委員会の下に、専攻ごとに評価チーム（以下、評価チームという）をおく。

第14条　各評価チームは、3 名乃至 5 名の評価員で構成する。評価チームは認証評価委員会が構成して委嘱する。
2　前項の評価員のうち、少なくとも 2 名は、当該専攻分野の大学院における教育経験を有する者とし、原則として、このうち 1 名以上は当該専攻分野の専門職大学院の専任教員とする。
3　第 1 項の評価員のうち 1 名は当該専攻分野の実務経験を有する者とする。
4　評価チームには、必要に応じてオブザーバを追加できる。
5　評価員に欠員が生じた場合、認証評価委員会は、その評価員の選出区分に応じ、第 2 項および第 3 項の手続きに従い、これを補充する。
6　評価員およびオブザーバの任期は申請専門職大学院専攻の認証評価が終了するまでの期間とする。
7　申請専門職大学院専攻の関係者は、その所属する大学の書面調査および実地調査を行なう評価チームに加わることができない。

第15条　各評価チームには、それぞれ 1 名の主査をおく。
2　主査は、認証評価委員会が、評価チームの評価員の中から指名する。

第16条　評価員およびオブザーバは、代理人を持ってこれにあてることはできない。

第4章　認証評価プロセス

第17条　認証評価を受けようとする専攻（以下、申請専攻という）は、毎年指定の期日までに、認証評価申請書を、所定の「自己評価書」とともに機構に提出しなければならない。
2　申請専攻は、認証評価委員会または評価チームから、前項以外の追加資料の提示又は提出を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。
3　認証評価委員会および評価チームは、評価と無関係な追加資料の提出を申請専攻に求めてはならない。
4　認証評価基準を満たしていることの説明責任は申請専攻にある。

第18条　認証評価委員会は評価チームを構成し、申請専攻に通知する。

2　申請専攻は、認証チームの構成員が利益相反等に該当する等、正当な理由がある場合は、通知を受領した日から 2 週間以内に、認証評価委員会委員長に対して文書で調整を申し立てることができる。
3　認証評価委員会は調整の申し立てを審議し、必要に応じて評価チームの構成を変更し、申請専攻に伝える。

第19条　機構は、認証評価委員会委員、評価員に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行う。

第20条　申請専攻は、認証評価委員会が評価を開始した日以降は、申請の取り下げを行うことはできない。但し、認証評価委員会が相当の事由があると判断したときは、申請専攻の申し入れにより、申請の取り下げを認めることができる。
2　前項の申し入れは、文書により会長宛に行なわれなければならない。

第21条　評価チームは、自己評価書の書面調査をもとに、「書面確認書」を作成し、申請専攻に提示する。

第22条　評価チームは「書面確認書」に基づき、実地調査を行う。
2　実地調査には、原則として、評価チームを構成する評価員およびオブザーバの全員が参加する。
3　申請専攻は、実地調査時に「書面確認書」に対する見解を文書によって評価チーム主査に提出することができる。

第23条　主査は、書面調査および実地調査をもとに、指定の期日までに「評価チーム報告書」を作成し、認証評価委員会に提出する。

第24条　認証評価委員会は、提出された「評価チーム報告書」に基づき、「認証評価報告書（案）」を作成する。
2　認証評価委員会は、前項の「認証評価報告書（案）」の作成にあたり、当該評価チームの主査に出席を求めることができる。ただし、主査が出席できない場合、主査が指名する当該評価チームの評価員をもって、これにあてることができる。

第25条　認証評価委員会委員長は、前条の「認証評価報告書（案）」を申請専攻に提示しなければならない。
2　申請専攻は、「認証評価報告書（案）」を受領した日から 2 週間以内に、機構に対して、文書によって、「認証評価報告書（案）」に対する事実誤認および誤記等に関する意見申立を行うことができる。
3　前項の意見申立があった場合、認証評価委員会委員長は、認証評価委員会を開催し、意見申立の当否を審議しなければならない。認証評価委員会は、必要に応じ、「認証評価報告書（案）」の修正を行う。
4　意見申立の採用もしくは不採用は、その理由とともに「「認証評価報告書（案）に関する意見申立に対する回答」 として、申請専攻に速やかに伝えられなければならない。

第26条　認証評価委員会委員長は、前条の手続きの後、「認証評価報告書（案）」を理事会に提出する。

第27条　理事会は、認証評価の手続きが適正に行われたことを確認し、「認証評価報告書」を決定する。ただし、申請専攻の現職の関係者は、理事会の審議・決定に加わることができない。
2　申請専攻が第 28 条に規定する異議申立を行った場合、理事会は「異議申立に対する裁決」の決定後に「認証評価報告書」を決定する。

第5章　異議申立審査会

第28条　「認証評価報告書（案）」において、産業技術系専門職大学院基準に適合しているとの認定を得られなかった申請専攻は、その結果について、「認証評価報告書（案）」を受領してから 4 週間以

内に、会長宛に文書によって異議申立を行うことができる。

第29条　異議申立審査を行うために、理事会の下に異議申立審査会をおく。
2　異議申立審査会は、5名の委員をもって構成する。
3　前項の委員のうち、代表理事たる副会長１名のほか、1名については機構の理事または監事から、3 名については外部の有識者または大学院当該分野の専任教員から理事会が選出し、会長が委嘱する。
4　異議申立審査会の委員はいずれも、第8条に規定する認証評価委員会委員、および第14条に規定する評価員を兼ねることができない。
5　申請専攻の現職の関係者は、異議申立審査会の審議に加わることができない。
6　委員に欠員が生じた場合、理事会は、その選出区分に応じ、第3項の手続きに従い、これを補充するものとする。
7　委員の任期は異議申立の審査が終了するまでとする。
8　補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条　異議申立審査会に委員長１名をおく。
2　委員長は、代表理事たる副会長をもってこれにあてる。
3　委員長は、異議申立審査会の職務を管掌する。

第31条　異議申立審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
2　異議申立審査会の裁決は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、委員長が決定する。

第6章　異議申立審査プロセス

第32条　異議申立は、「認証評価報告書（案）」に示された「産業技術系専門職大学院基準に不適合」との認定について、異議の根拠となる関連資料を付して行うことができる。
2　異議申立審査会が必要と判断した場合、申請専攻から意見を聴取し、申請専攻への実地検証を行うことができる。

第33条　異議申立審査会委員長は、「異議申立に対する裁決（案）」を作成し、理事会に提出しなければならない。

第34条　理事会は、「異議申立に対する裁決（案）」を尊重しつつこれを審議し、「異議申立に対する裁決」を決定する。

第7章　適格認定証

第35条　機構は、認証評価の結果、適格認定を行った申請専攻に対して、適格認定証を交付する。

第8章　認証評価結果等の公表

第36条　機構は、第27条に規定する理事会による決定の後、速やかに文書によって「認証評価報告書」を申請専攻へ通知する。
2　機構は認証評価報告書を公表する。
3　認証評価報告書は、申請専攻の自己評価書（本文編）とともに機構のホームページ等に掲載する。
4　学校教育法第110条第4項に従い、「認証評価報告書」を文部科学大臣に報告する。

第37条　機構は、第34条に規定する理事会による決定の後、速やかに文書によって「異議申立に対する

裁決」を申請専攻へ通知する。
2　異議申立に対する裁決は、申請専攻の「異議申立書」とともに機構のホームページ等に掲載する。

第9章　改善報告

第38条 適格認定を受けた申請専攻は、「認証評価報告書」を受け取ってから 2 年以内に、「弱点」と判定された項目についての「改善報告書」を会長宛に提出しなければならない。
2　適格認定を受けた申請専攻は、「認証評価報告書」を受け取ってから 2 年以内に、「懸念」と判定された項目についての「改善報告書」を会長宛に提出することができる。

第39条 認証評価委員会は、「改善報告書」を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。
2　認証評価委員会は、「改善報告書検討結果」の決定後、速やかにこれを当該認定大学に通知する。

第10章　重要な変更の取扱い

第40条 機構の適格認定を受けた専攻は、次の認証評価を受ける前に、当該専攻の教育課程または教員組織に重要な変更があったときは、変更に関わる事項について会長宛に届け出なければならない。

第41条 前条の届出があったときは、認証評価委員会は、当該専攻の意見を聴いた上で、必要に応じ、当該専攻の「認証評価報告書」に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

第11章　基準専門委員会

第42条 認証評価委員会は、「産業技術系専門職大学院基準」、「評価基準の解説」、「認証評価の手順と方法」、「自己評価書作成の手引き」、「自己評価書様式」等（以下、評価基準等という）の改定を行うために基準専門委員会をおくことができる。

第43条 基準専門委員会は、認証評価委員会が委嘱した 5 名乃至 10 名の委員をもって構成する。
2　前項の委員には、産業技術分野大学院の教員、産業技術分野の専門職能団体が推薦した実務経験者および外部の有識者を含むものとする。
3　委員に欠員が生じた場合、認証評価委員会はこれを補充する。
4　委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
5　補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第44条 基準専門委員会に委員長 1 名をおく。
2　認証評価委員会は、前条に規定する委員の中から委員長を指名し、会長が委嘱する。
3　委員長は、基準専門委員会の職務を管掌する。

第45条 基準専門委員会は、評価基準等の改定案を作成する。
2　前項に掲げる評価基準等の改定案のうち、「産業技術系専門職大学院基準」については、認証評価委員会の承認を得た後、理事会が決定する。それ以外については、認証評価委員会の承認による。

第46条 基準専門委員会は、産業技術系専門職大学院基準の改定を行うにあたり、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、パブリック・コメントを求める等の必要な措置を講じる。
2　機構が評価基準等を改定したときは、改定箇所を明示するとともに、改定された評価基準等の適用年度、経過措置の有無等必要な説明とともに、改定後速やかに機構の適格認定を受けた専攻に通知するとともに、機構のホームページ等電子媒体による公告を行う。

第12章　倫理綱領、利益相反、守秘義務、個人情報保護

第47条 認証評価委員会委員、評価員、オブザーバならびに異議申立審査会委員（以下、評価関係者という）は、認証評価を通じて、産業技術系の専門職大学院専攻の質的向上とその教育研究の改善に貢献することを使命とし、公正誠実かつ倫理的に評価活動に従事しなければならない。

2　評価関係者および基準専門委員会委員の要件は別に定める。

第48条 評価関係者は、利益相反あるいはその可能性を避け、該当する事実がある場合には機構に申し出なければならない。

2　利益相反あるいはその可能性に該当する事実には以下の場合が含まれる。

① 申請専攻における現職および過去の教職員、名誉教授、現職の非常勤講師および非常勤職員、卒業生、採用予定者

② 申請専攻が属する大学における教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画している、または参画していた場合

③ 金銭的利害や個人的利害がある場合

④ 公正な評価に影響を与える可能性のあるその他の理由がある場合

第49条 評価関係者は、評価活動を通じて収集した情報を産業技術系の専門職大学院の認証評価以外の目的に使用してはならない。

第50条 評価関係者は、申請専攻が提出した諸情報および実地調査、その他の評価活動を通じて得られた情報を、漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動終了後も継続する。

2　前項の義務は、次の各号については適用されない。

① 評価関係者として委嘱されているという事実

② 公表を前提として機構が作成した刊行物その他の資料

③ 当該年度の評価結果が機構から公表された後における、当該年度の認証評価に従事したすべての評価関係者の氏名および所属機関

第51条 評価関係者は、機構から送付された申請専攻に関する資料を、評価活動終了後、速やかに機構に返却しなければならない。

第52条 機構は、申請専攻が提出した諸資料について、次回以降の認証評価のために 1 部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう、適切な方法で廃棄処分する。

第53条 機構は、評価活動の過程で取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止等、安全管理のために必要な措置を講じる。

第13章　認証評価手数料及び会計

第54条 申請専攻は、その申請にあたり、認証評価手数料を指定された期日までに納入しなければならない。

第55条 納入された認証評価手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない。第 20 条第 1 項に規定する相当な事由により、申請の取り下げを認めたときも、同様とする。

第56条 認証評価手数料については別に定める。

第57条 認証評価事業の会計は、機構の一般会計と区分した独立会計によるものとする。

第14章　雑則

第58条 委員会等の運営等についての必要な細則は別に定める。

第59条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

第15章　附則

第60条 （施行日） この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。